平成２６年７月１７日

佐賀市長　秀島 敏行　殿

ＤＰＩ（障害者インターナショナル）日本会議

議長　平野みどり

佐賀市による身体障害者の不採用に対する抗議文

　佐賀市は平成２５年に行われた職員採用試験で身体障害者枠の常勤職員として合格した男性（２４）に対して、採用直前に「能力を見極めたい」と非常勤職員で雇用し、２ヶ月後に不採用としたという事実が発覚した。この男性は脊髄損傷により手足にマヒがあり、電動車いすを利用している。

平成２６年７月１２日の佐賀新聞の報道によると、１次試験の筆記と２次試験の面接を経て１２月に合格通知が届いたが、その後男性は、市人事課から２、３月に計２回呼び出しを受け、面接でトイレの失敗がないかと聞かれたり、机の上に並べられたバインダーやホチキスが使えるかを試されている。２ヶ月の非常勤職員としての雇用期間終了後「業務遂行はできないと判断」し、佐賀市は男性を不採用とした。

この報道が事実であれば、佐賀市の対応は、本年１月に我が国が批准した障害者権利条約に違反している。障害者権利条約第２７条（ｉ）には、「職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること」と定められており、合理的配慮を行うことが最優先にもかかわらず、それを怠っている。さらに、ホッチキスやバインダーの使用は公務員としての職務遂行の主たる業務ではなく、「トイレの失敗の有無」などは明らかに職務遂行とは全く関係ないことであり、それらを理由として不採用としたことは、障害者権利条約の理念に反しており、明らかな人権侵害である。

　我が国では、平成２１年に始まった障害者制度改革を経て、平成２３年に障害者基本法改正、平成２５年に障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法（職場における合理的配慮の提供義務）の成立を経て、本年１月には障害者権利条約を批准し、２月より発効されている。締約国となった日本にはこれらを遵守する義務が生じる。

ＤＰＩ日本会議は、障害者権利条約の理念に反し、障害者の可能性を広げるどころか閉ざしてしまった佐賀市の対応に断固抗議する。障害を持つという自らの経験を活かし、公務員として、誰もが生きやすい地域社会を作ろうとする人材を活かそうとしない佐賀市には猛省と謝罪の上、速やかに本件の不採用を取消すことを強く申し入れる。

ＤＰＩ日本会議は、どんなに重い障害を持つ人でも障害のない人と共に平等に地域で自立した生活することができる社会づくりのために、障害種別を越えて活動してきた団体である。佐賀市は、障害者権利条約の理念を踏まえ、合理的配慮を行った上で、地域で安心して生活し、仕事ができるように環境整備に邁進することを強く求める。

【連絡先】　 認定特定非営利活動法人　ＤＰＩ日本会議

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階

TEL：03-5282-3730 FAX：03-5282-0017　E-mail：office@dpi-japan.org